

第六十八号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

15 令和二年一月一日から同年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）

に退職し、第六条第一項及び第七条第一項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年 月江戸川区条例第 号）及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年 月江戸川区条例第 号）以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。）による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。

16 特定期間に退職し、第七条の四第一項の規定の適用を受ける者（同項各号の規定により、第五条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

17 特定期間に退職し、第九条第二項の規定の適用を受ける者（同項の規定によ

り、第五条の規定により計算することとなる者を除く。）に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかつたものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特別区人事委員会勧告に基づく給料月額の設定を踏まえ、令和二年一月一日から同年三月三十一日までの間に退職する職員の退職手当の基本額に係る特例措置について定める必要があるもので、本案を提出いたします。